

Appendix-26. 土壤汚染状況調査の契機

1. 法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査

1.1 法第3条第1項本文の土壤汚染状況調査の対象地

1.1.1 基本的な考え方

1.1.2 一の工場・事業場の敷地に調査義務の一時的免除を受けた土地が含まれている場合の土壤汚染状況調査の対象地

1.2 一の工場・事業場の敷地に要措置区域等の指定を受けた土地が含まれている場合の土壤汚染状況調査

1.2.1 基本的な考え方

1.2.2 要措置区域等に指定される事由となった土壤汚染状況調査で試料採取等の対象としなかった特定有害物質、単位区画及び土壤が存在している場合の試料採取等

2. 法第3条第7項及び法第4条第1項の土地の形質の変更の届出

2.1 基本的な考え方

2.1.1 法第3条第7項の土地の形質の変更の届出

2.1.2 法第4条第1項の土地の形質の変更の届出

2.2 複数の事業場の敷地を跨いで土地の形質の変更を行う場合の土地の形質の変更の届出

2.2.1 複数の事業場の敷地を跨いで土地の形質の変更を行う場合

2.2.2 一の事業場の敷地とみなされる複数の事業場の敷地を跨いで土地の形質の変更を行う場合

2.3 土地の形質の変更をしようとする土地の範囲に調査義務の一時的免除を受けている土地又は形質変更時要届出区域に指定されている土地が含まれている場合の土地の形質の変更の届出

2.3.1 調査義務の一時的免除を受けている土地を含む土地で土地の形質の変更を行う場合

2.3.2 土地の形質の変更を行う土地の範囲に形質変更時要届出区域が含まれている場合

2.4 土地の形質の変更の届出の具体例

2.4.1 土地の形質の変更を行う土地の一部に調査義務の一時的免除を受けている土地が含まれている場合の法第3条第7項及び法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の具体例

2.4.2 他の工場・事業場の敷地により分割された工場・事業場の敷地における法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の具体例

2.4.3 土地の形質の変更を行う土地の一部に形質変更時要届出区域が含まれている場合の法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の具体例

3. 調査義務の一時的免除を受けている土地及び要措置区域等の指定を受けた土地で新たに土壤汚染状況調査を行うことになった場合に留意すべき事項

土壌汚染状況調査の契機

1. 法第3条第1項本文の土壌汚染状況調査

使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の全部又は一部が法第3条第1項ただし書の確認による調査義務の一時的免除を受けた土地又は要措置区域等の指定を受けた土地である場合の法第3条第1項本文調査は、以下に示すとおり行う必要がある。

1.1 法第3条第1項本文の土壌汚染状況調査の対象地

1.1.1 基本的な考え方

法第3条第1項本文の土壌汚染状況調査は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の全ての区域が対象となる（通知の記の第3の1(5)②）。

法第3条第1項の土壌汚染状況調査の対象地となる「使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地」とは、有害物質使用特定施設が設置されてから廃止されるまでの間、法施行以降に一時的にでも有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった全ての土地をいう。

ここで、「工場・事業場の敷地」とは、公道等（私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。）の工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいう。ただし、公道等により隔てられている場合であっても、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続され一体の生産プロセスとなっているなど、特定有害物質による汚染の可能性がある場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地として取り扱うものとする（通知の記の第3の1(5)②）。

また、その他にも、以下のような場合には公道等により隔てられた場合と同様に取り扱うこととしている（「土壌汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」（平成15年5月14日付け環水土発第030514001号環境省環境管理局水環境部土壌環境課長通知））。

- ① （例1）工場・事業場の敷地が、その設置者自らが管理する私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設（区分された両側の土地が、別々の工場・事業場とみなせる程度に事業の相互の関連性が小さいものに限る。）によって区分されている場合
- ② （例2）工場・事業場の敷地が、学校や住宅等によって区分されている場合

1.1.2 一の工場・事業場の敷地に調査義務の一時的免除を受けた土地が含まれている場合の土壌汚染状況調査の対象地

調査義務の一時的免除を受けている土地を含む一の工場・事業場の敷地において、新たに有害物質使用特定施設が廃止された場合も、一の工場・事業場の敷地全体が土壌汚染状況調査の対象地となる。したがって、新たに廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地についても調査義務の一時的免除を受けようとする場合には、既に確認を受けている調査義務の一時的免除に加え、新たに廃止された有害物質使用特定施設に関しても都道府県知事の確認を別途受ける必要がある。

1.2 一の工場・事業場の敷地に要措置区域等の指定を受けた土地が含まれている場合の土壤汚染状況調査

1.2.1 基本的な考え方

要措置区域等の指定を受けている土地を含む工場・事業場の敷地において有害物質使用特定施設が廃止された場合、当該要措置区域等を指定する際に土壤汚染状況調査を行った時点以降に新たな汚染のおそれが生じていることから、当該要措置区域等に指定された土地においても、当該新たな汚染のおそれに対する土壤汚染状況調査が必要となる。また、自然由来又は水面埋立て土砂由来の土壤汚染については、区域指定後に行われた盛土又は埋立てによる新たな汚染のおそれだけでなく、区域指定後に基準不適合を示す新たなデータが得られ、新たに汚染のおそれが把握された場合には、当該新たに把握された汚染のおそれに対しても、試料採取等を行うことが必要となる。

さらに、当該要措置区域等を指定する事由となった土壤汚染状況調査が土地の形質の変更に伴うもの（法第3条第8項、法第4条第2項又は法第4条第3項）であった場合には、当該土壤汚染状況調査の対象地において、土壤汚染のおそれがあることが把握されたが調査の命令に係る書面に記載された特定有害物質ではなかったために試料採取等対象物質としなかった特定有害物質、並びに試料採取等を行う深さの限定により試料採取等の対象としなかった単位区画及び土壤が存在している場合がある。これらに該当する土地で土壤汚染状況調査を行うときは、当該汚染のおそれに対する試料採取等を行うことが必要になる場合がある。

1.2.2 要措置区域等に指定される事由となった土壤汚染状況調査で試料採取等の対象としなかった特定有害物質、単位区画及び土壤が存在している場合の試料採取等

要措置区域等に指定される事由となった土壤汚染状況調査において、汚染のおそれがあると認められたが調査の命令に係る書面に記載された物質でなかったために試料採取等対象物質としなかった特定有害物質、並びに試料採取等を行う深さの限定により試料採取等の対象としなかった単位区画及び土壤については、以下に示すとおり試料採取等を行う必要がある。

(1) 要措置区域等に指定される事由となった土壤汚染状況調査で汚染のおそれがあると認められたが試料採取等対象物質としなかった特定有害物質に対する試料採取等

汚染のおそれがあると認められたが試料採取等対象物質としなかった場合は、当該特定有害物質について当時の地歴調査で把握された汚染のおそれ及びそれ以降の新たな汚染のおそれの両方に対して試料採取等を行う必要がある。

(2) 要措置区域等に指定される事由となった土壤汚染状況調査で汚染のおそれがあると認められたが試料採取等の対象としなかった単位区画及び土壤に対する試料採取等

試料採取等を行う深さの限定により試料採取等の対象としなかった単位区画及び土壤については、当該単位区画又は土壤を対象とした試料採取等を行う。

図-1 に、土地の形質の変更を契機として試料採取等を行う単位区画及び土壤を限定した形で土壤汚染状況調査を行って形質変更時要届出区域に指定された土地を含む事業場敷地の概念図を示す。当該事業場敷地内で有害物質使用特定施設を廃止したときの法第3条第1項本文調査では、事業場の敷地全体が土壤汚染状況調査の対象地となる。

区域指定の事由となった土壤汚染状況調査で試料採取等の対象としなかった単位区画及び土

壤がない区域（区域A及びC）では、当該土壤汚染状況調査で試料採取等を行う深さの限定が行なわれていないことから、区域指定後に生じた新たな汚染のおそれに対してのみ人為等由来汚染調査、自然由来汚染調査又は水面埋立て土砂由来汚染調査を行えばよい。

区域指定の事由となった土壤汚染状況調査で試料採取等の対象としなかった単位区画からなる区域（区域D）では、区域指定前までの汚染のおそれ（区域指定の事由となった土壤汚染状況調査の地歴調査で把握済み）及び区域指定後の新たな汚染のおそれの両方を対象に試料採取等を行う必要がある。

区域指定の事由となった土壤汚染状況調査で汚染のおそれがあると認められたが試料採取の対象としなかった土壤のある区域（区域B及びE）では、当該土壤に対する試料採取等及び区域指定後の新たな汚染のおそれに対する試料採取等を行う必要がある。

区域指定の事由となった土壤汚染状況調査の対象地でなかった区域（区域F）については、通常の法第3条第1項本文調査を行い、全ての汚染のおそれに対して試料採取等を行うことになる。

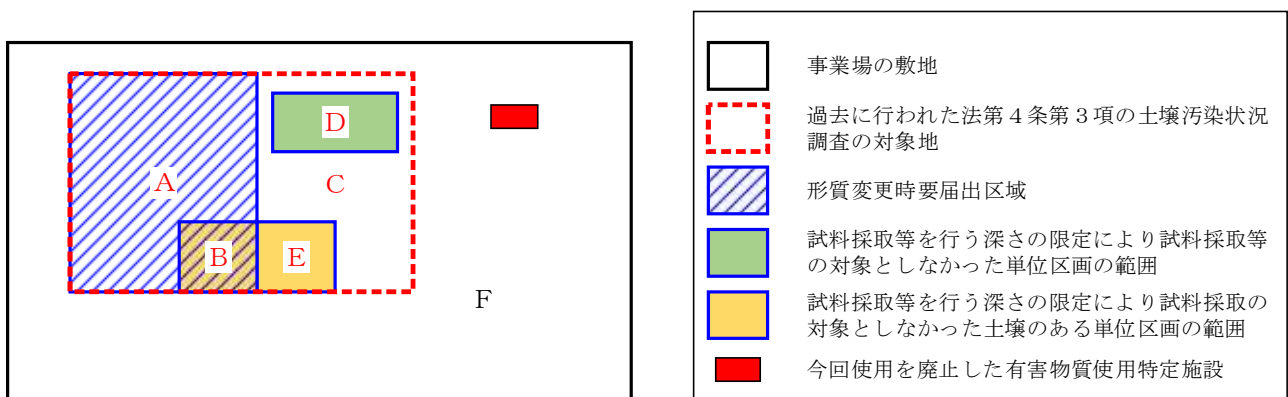


図-1 土地の形質の変更を契機に行われた土壤汚染状況調査により形質変更時要届出区域に指定された土地及び区域指定されなかった区域を含む事業場敷地内の土地の概念図

2. 法第3条第7項及び法第4条第1項の土地の形質の変更の届出

土地の形質の変更をしようとする土地に法第3条第1項ただし書の確認による調査義務の一時的免除を受けた土地又は形質変更時要届出区域の指定を受けた土地が含まれている場合の土地の形質の変更の届出は、以下に示すとおり行う必要がある。

2.1 基本的な考え方

2.1.1 法第3条第7項の土地の形質の変更の届出

(1) 法第3条第7項の土地の形質の変更の届出

法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、当該土地の形質の変更を行う場合には、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととした。なお、土地の形質の変更に伴い、ただし書の確認に係る土地の利用方法を変更する場合にあっては、法第3条第5項の規定に基づきあらかじめ都道府県知事に届け出なければならないが、当該届出により確認が取り消された場合は、法第3条第1項本文の調査義務が改めて生ずることに留意されたい（通知の記の第3の1(4)⑤）。

(2) 法第3条第7項の土地の形質の変更の届出が不要な行為

法第3条第7項の土地の形質の変更の届出について、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、届出は不要とした（法第3条第7項、通知の記の第3の1(4)⑤）。

1) 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

「軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの」としては、土地の形質の変更の対象となる土地の面積の合計が900 m²未満である場合等とした（規則第21条の4、通知の記の第3の1(4)⑤）。

軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるものは、次のとおりである（規則第21条の4第1号及び第2号イ～ハ）。

- ① 対象となる土地の面積が900 m²未満の土地の形質の変更
- ② 対象となる土地の面積が900 m²以上の土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
 - i) 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ii) 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
 - iii) 土地の形質の変更に係る部分の深さが50 cm以上であること

軽易な行為その他の行為であって、環境省で定めるものへの該当性は、工場・事業場の敷地のうち、調査義務の一時的免除を受けている土地においてしようとしている土地の形質の変更の全てがこれらの要件に該当しているかどうかにより判断する。

2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、緊急を要し、やむを得ない行為であることから、適用除外としている（法第3条第7項第2号）。

非常災害のために必要な応急措置として行う行為への該当性は、工場・事業場の敷地のうち、調査義務の一時的免除を受けている土地においてしようとしている土地の形質の変更の全てが非常災害のために必要な応急措置に該当しているかどうかにより判断する。

2.1.2 法第4条第1項の土地の形質の変更の届出

(1) 法第4条第1項の土地の形質の変更の届出

環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、着手日の30日前までに、当該形質の変更をしようとする土地の所在地等を都道府県知事に届け出なければならない（法第4条第1項）。この環境省令で定める規模は、3,000 m²としている。ただし、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地と同様に、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等については、900 m²とすることとした（規則第22条、通知の記の第3の2(2)）。

ここで、3,000 m²以上という面積は土地の形質の変更をしようとする範囲全体の面積であり、900 m²という面積は、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地における土地の形質の変更をしようとする範囲の面積である。したがって、複数の事業場の土地に跨って土地の形質の変更をしようとするときは、土地の形質の変更をしようとする範囲全体の面積が3,000 m²以上かどうかということと、有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷

地における土地の形質の変更をしようとする範囲全体の面積が 900 m² 以上かどうかということの二つの要件への該当性を基に、法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出の必要性及び当該届出の対象となる土地の範囲を判断する必要がある。なお、二つの要件の両方に該当する場合は、前者の要件に該当することのみを理由に届け出ればよい。

(2) 法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の形質の変更の例外

法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の形質の変更の例外として、典型的に次の三つを定めている（法第 4 条第 1 項本文ただし書）。

1) 法第 3 条第 1 項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更

法第 3 条第 1 項ただし書の確認に係る土地（調査義務の一時的免除を受けた土地）についての土地の形質の変更は、法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更を届け出なければならない対象から除外している（法第 4 条第 1 項第 1 号）。

ここでいう届出を要しない土地の形質の変更としているのは、工場・事業場の敷地のうち、土地の形質の変更をしようとする範囲の全てが調査義務の一時的免除を受けている土地の範囲に含まれる場合であり、それに該当しない場合は法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出が必要である。

2) 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

「軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの」は、次のとおりである（規則第 25 条本文及び各号）。

- ① 次のいずれにも該当しない行為
 - i) 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ii) 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
 - iii) 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50 cm 以上であること
- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、① i に該当しないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、① i に該当しないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 都道府県知事が土壌汚染状況調査の方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

これらは、土壌汚染が存在するとしても拡散するおそれが小さいことから、適用除外としている（規則第 25 条、通知の記の第 3 の 2 (2) ① ア）。

軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるものへの該当性は、土地の形質の変更の全てがこれらの要件に該当しているかどうかにより判断する。

3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、緊急を要し、やむを得ない行為であることから、適用除外としている（法第 4 条第 1 項第 3 号、通知の記の第 3 の 2 (2) ① イ）。

非常災害のために必要な応急措置として行う行為への該当性は、土地の形質の変更の全てが非常災害のために必要な応急措置に該当しているかどうかにより判断する。

2.2 複数の事業場の敷地を跨いで土地の形質の変更を行う場合の土地の形質の変更の届出

2.2.1 複数の事業場の敷地を跨いで土地の形質の変更を行う場合

複数の事業場の土地を跨いで土地の形質の変更を行う場合に想定されるケースを表-1 に示し、それぞれのケースの概念図を図-2(a)～(c)に示す。

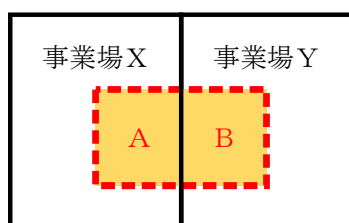
ケース 1 (図-2(a)) では、区域A+区域Bの面積が 3,000 m² 以上であれば、区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

ケース 2 (図-2(b)) では、区域Aの面積が 900 m² 以上であれば区域Aについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要があり、区域A+区域Bの面積が 3,000 m² 以上であれば、区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

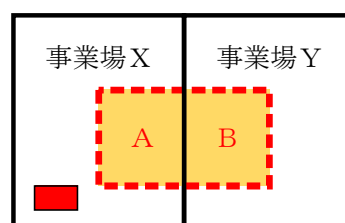
ケース 3 (図-2(c)) では、区域A+区域Bの面積が 900 m² 以上であれば、区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

表-1 複数の事業場の敷地を跨いだ土地の形質の変更として想定されるケース

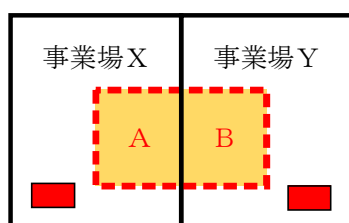
ケース	有害物質使用特定施設が 現存している事業場
ケース 1	なし
ケース 2	事業場 X
ケース 3	事業場 X、事業場 Y



(a) ケース 1



(b) ケース 2



(c) ケース 3

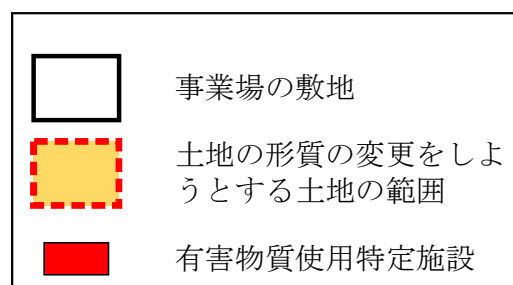


図-2 複数の事業場の敷地を跨いだ土地の形質の変更として想定されるケース

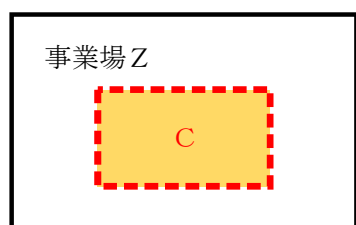
2.2.2 一の事業場の敷地とみなされる複数の事業場の敷地を跨いで土地の形質の変更を行う場合

別の事業場の敷地について、両方の敷地を外形上明確に区分することができる施設（フェンス、壁その他）により区分されておらず、事業場Xの敷地と事業場Yの敷地を合わせて一の事業場の敷地であるとみなせる場合には、表-1 及び図-2 で示したケース1～3は、一の事業場の敷地内で行われる土地の形質の変更ということになる。

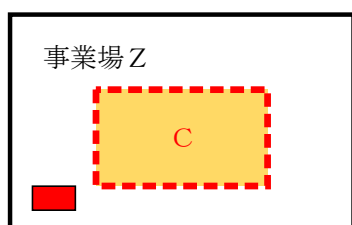
表-1 及び図-2 のケース1～3について、事業場X及び事業場Yの敷地が一の事業場の敷地（事業場Zの敷地と仮定）であるとみなされたときの土地の形質の変更の概念図を、図-3 に示す。

ケース1では、図-3(a)に概念を示すように、区域C（図-2 の区域A＋区域B）の面積が3,000 m²以上であれば、区域C（図-2 の区域A及び区域B）について法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

ケース2及びケース3では、図-3(b)に概念を示すように、区域C（図-2 の区域A＋区域B）の面積が900 m²以上であれば、区域C（区域A及び区域B）について法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。



(a) ケース1の場合の概念図



(b) ケース2及びケース3の場合の概念図

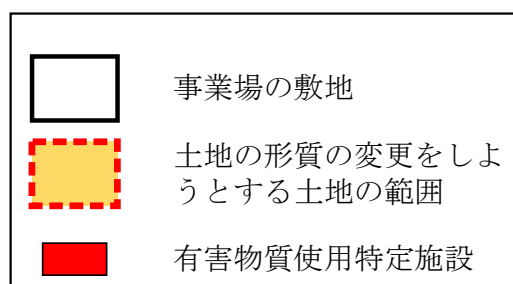


図-3 複数の事業場の敷地が一の事業場の敷地とみなされたときの土地の形質の変更の概念図（表-1 及び図-2 のケース1～3に対して）

2.3 土地の形質の変更をしようとする土地の範囲に調査義務の一時的免除を受けている土地又は形質変更時要届出区域に指定されている土地が含まれている場合の土地の形質の変更の届出

土地の形質の変更を行う場合、当該土地の形質の変更を行う土地の全部又は一部が調査義務の一時的免除を受けている土地である場合及び形質変更時要届出区域に指定されている土地である場合がある。このような土地である場合の法第3条第7項の土地の形質の変更の届出及び法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の必要性は、以下に示すとおりである。

2.3.1 調査義務の一時的免除を受けている土地を含む土地で土地の形質の変更を行う場合

法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行うことが必要になる3,000 m²以上という面積は、土地の形質の変更を行う範囲全体の面積である。そのため、土地の形質の変更を行う土地の範囲の一部に調査義務の一時的免除を受けている土地が含まれているとしても、当該一時的免除を受けている土地の範囲も含めて土地の形質の変更の届出を行うことになる。したがって、調査義務の一時的免除を受けている土地については、法第3条第7項の土地の形質の変更の届出及び法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の両方の対象となる場合がある。

2.3.2 土地の形質の変更を行う土地の範囲に形質変更時要届出区域が含まれている場合

土地の形質の変更をしようとする土地の範囲の全部又は一部が形質変更時要届出区域に指定されている土地である場合には、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、法第3条第7項及び法第4条第1項の規定は、適用しないとしている（法第13条）。したがって、土地の形質の変更を行う範囲に形質変更時要届出区域の指定を受けた土地が含まれている場合は、土地の形質の変更を行う範囲のうち、当該形質変更時要届出区域を除いた範囲の面積が3,000 m²以上（有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等については900 m²以上）であるときに、当該形質変更時要届出区域を除いた範囲について法第4条第1項の土地の形質の変更を届け出る必要がある。

(1) 形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出

土地の形質の変更をしようとする土地の範囲に形質変更時要届出区域に指定されている土地がある場合、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、別途、届出が必要である。

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない（法第12条第1項）。

(2) 形質変更時要届出区域における土地の形質の変更について事前の届出を要しない行為

形質変更時要届出区域において、次に掲げる行為については、事前の届出は要しない（法第12条第1項ただし書）。

- ① 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る（臨海部特例区域）。）に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更
 - i) 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更
 - ii) 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更
- ② 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- ③ 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為
- ④ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

1) 臨海部特例区域における土地の形質の変更

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出について、都道府県知事の確認を受けた土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（施行管理方針）に基づいて行う、特定有害物質による汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来し、かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地の形質の変更は、事前の届出を要さないこととした。また、当該土地の形質の変更を行った者は、1年ごとに、その期間中に行った土地の形質の変更に関する事項を都道府県知事に届け出なければならないこととした（法第12条第1項第1号及び第4項、規則第52条の3、通知の記の第4の2(3)③ア(イ)）。

2) 通常の管理行為等、形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為、及び非常災害のための応急措置として行う行為

通常の管理行為等、形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為、非常災害のための応急措置として行う行為については、事前の届出を要さないことは、従前のとおりである（法第12条第1項ただし書、通知の記の第4の2(3)③イ）。

「通常の管理行為等」とは、要措置区域内の土地の形質の変更の禁止の例外たる法第9条第2号に定める行為と同様の行為である（本編1.6.1(8)2参照）。なお、今般の改正において、自然由来等形質変更時要届出区域間又は飛び地間の土壌の移動に係る特例を設けたところであるが（法第18条第1項第2号及び第3号）、これらの移動に係る土地の形質の変更については、事前の届出が必要であることとした（規則第50条第1項第1号、通知の記の第4の2(3)③イ）。

また、要措置区域内の土地において汚染の拡散をもたらさない方法により行われる土地の形質の変更である旨の確認の制度も、形質変更時要届出区域における土地の形質の変更について適用される（規則第50条）。規則第50条第1項第1号イ「汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物の変更」に措置のための新たな構造物（舗装、盛土等）を設ける行為は含まれない（通知の記の第4の2(3)③イ）。

なお、「形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為」及び「非常災害のための応急措置として行う行為」については、事前の届出は要しないが、事後に届け出なければならないこととしている（法第12条第2項及び第3項、通知の記の第4の2(3)③イ）。

2.4 土地の形質の変更の届出の具体例

土地の形質の変更を行う場合、当該土地の形質の変更を行う土地の全部又は一部が調査義務の一時的免除を受けている土地である場合及び形質変更時要届出区域に指定されている土地である場合がある。このような土地である場合の法第3条第7項の土地の形質の変更の届出及び法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の必要性は、以下に具体例として示すとおりである。

2.4.1 土地の形質の変更を行う土地の一部に調査義務の一時的免除を受けている土地が含まれている場合の法第3条第7項及び法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の具体例

(1) 一の工場・事業場の敷地内で土地の形質の変更を行う場合

一の工場・事業場の敷地内で土地の形質の変更を行う場合であって、土地の形質の変更を行う土地の一部が法第3条第1項ただし書の確認による調査義務の一時的免除を受けているときに

想定される代表的なケースを表-2に示し、それぞれのケースの概念図を図-4(a)～(d)に示す。これらのケースでは、事業場敷地内の土地のうち、調査義務の一時的免除を受けている土地の範囲以外の土地については、当該調査義務の一時的免除を受ける事由となった法第3条第1項本文調査が行われ、土壤汚染がないとみなされた土地であることから、それ以降に生じた新たな汚染のおそれ及びそれ以降に基準不適合を示す新たなデータが得られて新たに把握された汚染のおそれを把握し、必要な試料採取等を行うことが必要になる。

ケース1(図-4(a))では、区域Aの面積が900 m²以上の場合に区域Aについて法第3条第7項の土地の形質の変更の届出が必要であり、区域A+区域Bの面積が3,000 m²以上の場合に区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要である。

ケース2(図-4(b))では、区域Aの面積が900 m²以上の場合に区域Aについて法第3条第7項の土地の形質の変更の届出が必要であり、区域A+区域Bの面積が900 m²以上の場合に区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要である。したがって、区域Aの面積が900 m²以上であるときは、区域A+区域Bの面積は当然900 m²以上になるので、区域Aが法第3条第7項及び法第4条第1項の両方の土地の形質の変更の届出の対象となる。

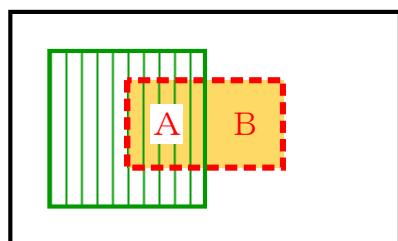
ケース3(図-4(c))では、区域A+区域Bの面積が900 m²以上の場合に区域A及び区域Bについて法第3条第7項の土地の形質の変更の届出が必要であり、区域A+区域B+区域Cの面積が3,000 m²以上の場合に区域A、区域B及び区域Cについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要である。

ケース4(図-4(d))では、区域A+区域Bの面積が900 m²以上の場合に区域A及び区域Bについて法第3条第7項の土地の形質の変更の届出が必要であり、区域A+区域B+区域Cの面積が900 m²以上の場合に区域A、区域B及び区域Cについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要である。したがって、区域A+区域Bの面積が900 m²以上であるときは、区域A+区域B+区域Cの面積は当然900 m²以上となるので、区域A及び区域Bが法第3条第7項及び法第4条第1項の両方の土地の形質の変更の届出の対象となる。

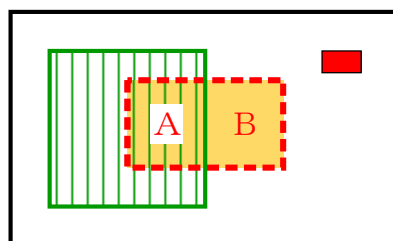
このように、ケース1及びケース2における区域A、並びにケース3及びケース4における区域A及び区域Bについては、法第3条第7項の土地の形質の変更の届出及び法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の両方の対象となる可能性がある。

表-2 調査義務の一時的免除を受けている土地を含む一の事業場の敷地内の土地における土地の形質の変更として想定される代表的なケース

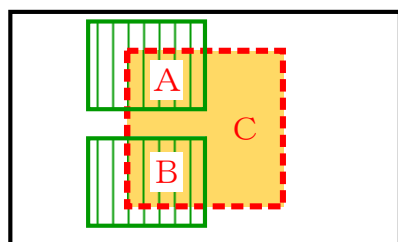
ケース	事業場敷地内の土地における有害物質使用特定施設の有無	土地の形質の変更を行う範囲に含まれている調査義務の一時的免除を受けている土地の範囲の数
ケース 1	現存していない	1
ケース 2	現存している	1
ケース 3	現存していない	2
ケース 4	現存している	2



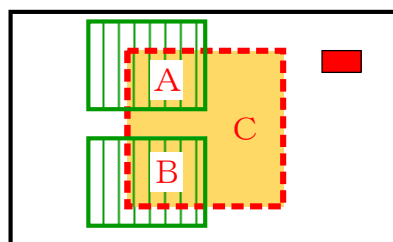
(a) ケース 1



(b) ケース 2



(c) ケース 3



(d) ケース 4

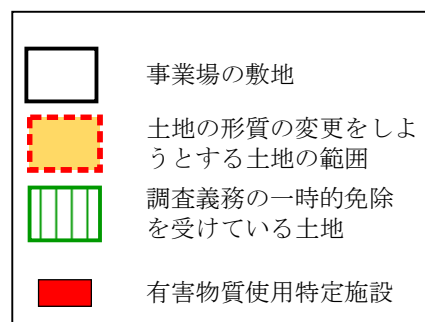


図-4 調査義務の一時的免除を受けている土地を含む一の事業場の敷地内の土地における土地の形質の変更として想定される代表的なケース

(2) 複数の事業場の敷地を跨いで土地の形質の変更を行う場合

複数の事業場の敷地を跨いで土地の形質の変更を行う場合であって、土地の形質の変更を行う土地の一部が法第3条第1項ただし書の確認による調査義務の一時的免除を受けている場合に想定される代表的なケースを表-3に示し、それぞれのケースの概念図を図-5(a)～(e)に示す。

ケース1(図-5(a))のように、事業場X及び事業場Yにおいて土地の形質の変更をしようとする範囲(区域A及び区域B)がいずれも調査義務の一時的免除を受けている土地の範囲に全て含まれている場合は、区域A及び区域Bのいずれも、法第4条第1項第1号の適用により、法第4

条第1項の土地の形質の変更の届出の例外となる(2.1.2(2)1)参照)。また、法第3条第7項の土地の形質の変更の届出については、区域Aの面積が900 m²以上の場合に区域Aについて必要であり、区域Bの面積が900 m²以上の場合に区域Bについて必要である。

ケース2(図-5(b))では、区域A+区域Bの面積が3,000 m²以上の場合に区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要である。また、法第3条第7項の土地の形質の変更については、区域Aの面積が900 m²以上である場合に、区域Aについて届出が必要である。

ケース3(図-5(c))では、区域Bの面積が900 m²以上の場合に区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要であり、区域A+区域Bの面積が3,000 m²以上の場合に区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要である。また、法第3条第7項の土地の形質の変更については、区域Aの面積が900 m²以上である場合に、区域Aについて届出が必要である。

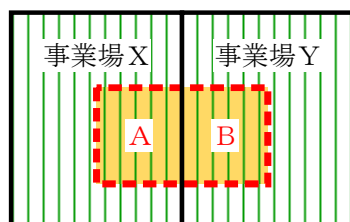
ケース4(図-5(d))では、区域A+区域Bの面積が3,000 m²以上の場合に区域A+区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要である。また、法第3条第7項の土地の形質の変更については、区域Aの面積が900 m²以上である場合に、区域Aについて届出が必要である。

ケース5(図-5(e))では、区域A+区域Bの面積が900 m²以上の場合に区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要である。また、法第3条第7項の土地の形質の変更については、区域Aの面積が900 m²以上である場合に、区域Aについて届出が必要である。

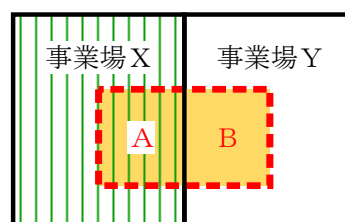
なお、法第3条第7項の土地の形質の変更の届出は法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等が行う必要があり、それぞれの土地ごとに土地の所有者等が行う必要がある。一方、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出は土地の形質の変更をしようとする者が土地の形質の変更をしようとする土地の所有者等の全員の同意を得て行う必要があり、法第3条第7項とは届出者が異なることに注意が必要である。

表-3 調査義務の一時的免除を受けている土地を含む複数の事業場の敷地を跨いだ土地の形質の変更として想定される代表的なケース

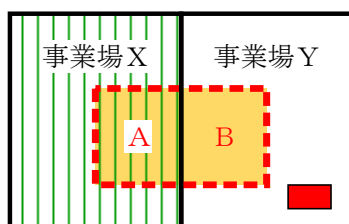
ケース	調査義務の一時的免除を受けている土地	有害物質使用特定施設が現存している事業場
ケース 1	事業場 X、事業場 Y	なし
ケース 2	事業場 X	なし
ケース 3	事業場 X	事業場 Y
ケース 4	事業場 X	事業場 X
ケース 5	事業場 X	事業場 X、事業場 Y



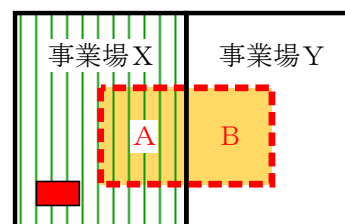
(a) ケース 1



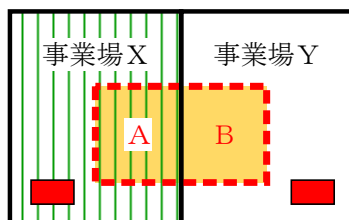
(b) ケース 2



(c) ケース 3



(d) ケース 4



(e) ケース 5

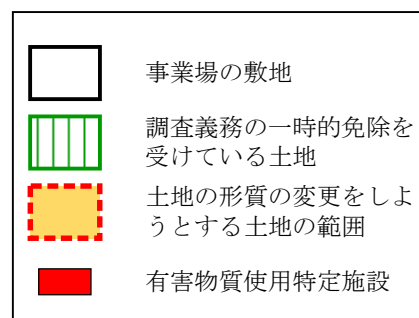


図-5 調査義務の一時的免除を受けている土地を含む複数の事業場の敷地を跨いだ土地の形質の変更として想定される代表的なケース

(3) 一の事業場の敷地とみなされる複数の事業場の敷地を跨いで土地の形質の変更を行う場合

別の事業場の敷地について、両方の敷地を外形上明確に区分することができる施設（フェンス、壁その他）により区分されておらず、事業場 X の敷地と事業場 Y の敷地が合わせて一の事業場の敷地であるとみなされた場合には、表-3 及び図-5 で示したケース 1～5 は、一の事業場の敷地内で行われる土地の形質の変更ということになる。

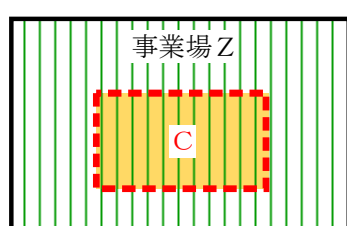
表-3 及び図-5 のケース 1～5 について、事業場 X 及び事業場 Y の敷地が一の事業場の敷地（事業場 Z の敷地と仮定）であるとみなされたときの土地の形質の変更の概念図を、図-6 に示す。

ケース 1 では、図-6(a)に概念を示すように、区域C（図-5 の区域A及び区域B）が全て調査義務の一時的免除を受けている土地の範囲に含まれていることから、法第4条第1項第1号の適用により、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の例外となる（2.1.2(2)1）参照）。また、法第3条第7項の土地の形質の変更の届出については、区域Cの面積が 900 m² 以上の場合に区域Cについて必要である。

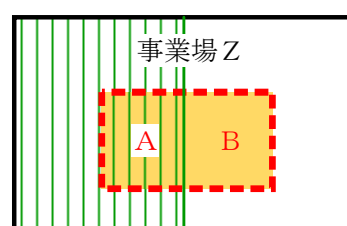
ケース 2～5 は、調査義務の一時的免除を受けている土地を含む一の事業場の敷地における土地の形質の変更と同じ扱いになる。

ケース 2 では、図-6(b)に概念を示すように、区域Aの面積が 900 m² 以上の場合に区域Aについて法第3条第7項の土地の形質の変更の届出が必要であり、区域A＋区域Bの面積が 3,000 m² 以上の場合に区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要である。

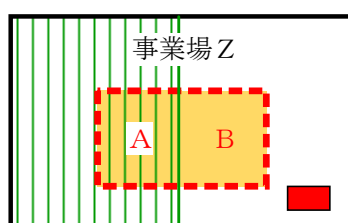
ケース 3、ケース 4 及びケース 5 では、図-6(c)に概念を示すように、区域Aの面積が 900 m² 以上の場合に区域Aについて法第3条第7項の土地の形質の変更の届出が必要であり、区域A＋区域Bの面積が 900 m² 以上の場合に区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要である。したがって、区域Aの面積が 900 m² 以上であるときは、区域A＋区域Bの面積は当然 900 m² 以上になるので、区域Aが法第3条第7項及び法第4条第1項の両方の土地の形質の変更の届出の対象となる。



(a) ケース 1 の場合の概念図



(b) ケース 2 の場合の概念図



(c) ケース 3～5 の場合の概念図

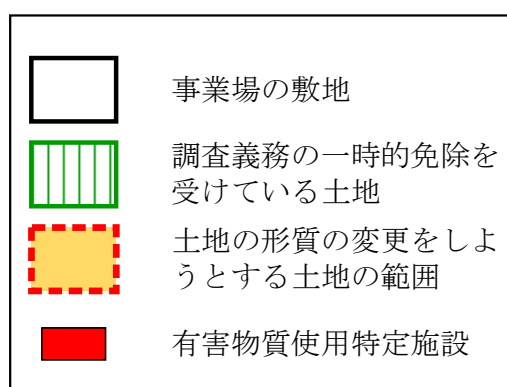


図-6 複数の事業場の敷地が一の事業場の敷地とみなされたときの土地の形質の変更の概念図
（表-3 及び図-5 のケース 1～5 に対して）

2.4.2 他の工場・事業場の敷地により分割された工場・事業場の敷地における法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の具体例

他の土地により分割された事業場の敷地に有害物質使用特定施設が現存する場合に想定される代表的なケースを表-4 に示し、それぞれのケースの概念図を図-7(a)～(e) に示す。ここでは、事

業場Xの敷地が事業場Yの敷地によって分断され、X 1 と X 2 の二つの敷地に分割されているケースを想定する。

このとき、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出が必要となる土地の形質の変更範囲の面積の要件は、X 1 と X 2 の二つの敷地が一の事業場の敷地であるとみなされるかどうかにより異なり、さらに事業場Xの敷地と事業場Yの敷地が一の事業場の敷地であるとみなされるかどうかによっても異なる。

事業場Xの敷地X 1、X 2 と事業場Yの敷地との境界にフェンス、壁その他の事業場の敷地を外形上明確に区分する施設があり、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続されていないこと等により一体の生産プロセスになっておらず、別々の事業場であるとみなせる程度に事業の相互の関連性が小さいことが認められた場合は、X 1 と X 2 を別の事業場の敷地であるとして取り扱う。

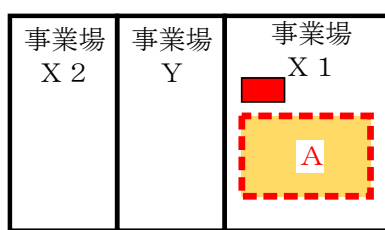
一方、敷地境界は外形上明確に区分されているが敷地X 1 と X 2 における相互の事業の関連性が小さいとはいえない場合は、X 1 と X 2 を一の事業場の敷地として取り扱う。

また、敷地境界が外形上明確に区分されていない場合には、事業場Xの敷地X 1、X 2 及び事業場Yの敷地を一の事業場の敷地として取り扱う。

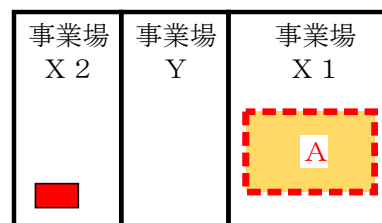
これらの事業場の敷地の取り扱い方ごとに、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の必要性の違いを示す。

表-4 他の土地で分割された有害物質使用特定施設が現存する事業場の敷地内の土地
における土地の形質の変更として想定されるケース

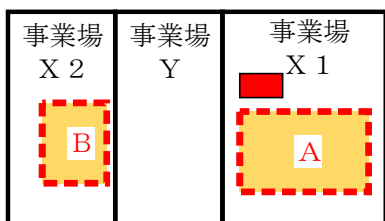
ケース	土地の形質の変更をしようとする土地の範囲	有害物質使用特定施設が現存する土地
ケース 1	事業場 X の一方の土地 (X 1)	事業場 X の一方の土地 (土地の形質の変更をしようとする土地の範囲を含む方の土地 (X 1))
ケース 2	事業場 X の一方の土地 (X 1)	事業場 X の一方の土地 (土地の形質の変更をしようとする土地の範囲を含まない方の土地 (X 2))
ケース 3	事業場 X の両方の土地 (X 1、X 2)	事業場 X の一方の土地 (X 1)
ケース 4	事業場 X の両方の土地 (X 1、X 2)、 事業場 Y の土地	事業場 X の一方の土地 (X 1)
ケース 5	事業場 X の両方の土地 (X 1、X 2)、 事業場 Y の土地	事業場 X の一方の土地 (X 1)、 事業場 Y の土地



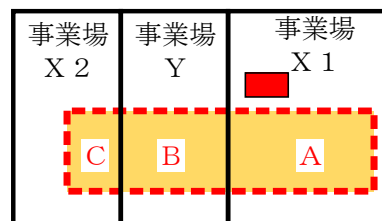
(a) ケース 1



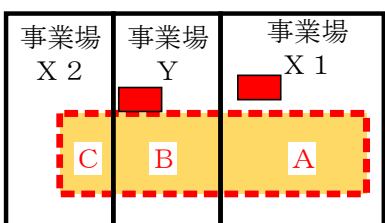
(b) ケース 2



(c) ケース 3



(d) ケース 4



(e) ケース 5

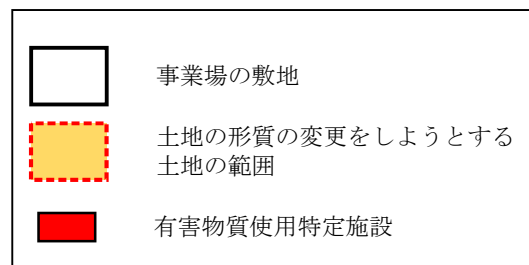


図-7 他の土地で分割された有害物質使用特定施設が現存する事業場の敷地内の土地
における土地の形質の変更として想定されるケース

(1) 他の工場・事業場の敷地により分割された工場・事業場の敷地を一の工場・事業場の敷地として取り扱わない場合

事業場Yの敷地及びそれによって分割された事業場Xの二つの敷地X 1、X 2（表-4 及び図-7）をそれぞれ別の事業場の敷地として取り扱うときは、それぞれの敷地における土地の形質の変更をしようとする土地の範囲の面積と、土地の形質の変更を行う土地の範囲全体の面積を基に、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の必要性を判断する。

ケース1（図-7(a)）では、区域Aの面積が900 m²以上であれば区域Aについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

ケース2（図-7(b)）では、区域Aの面積が3,000 m²以上であれば区域Aについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

ケース3（図-7(c)）では、区域Aの面積が900 m²以上であれば区域Aについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要があり、区域A+区域Bの面積が3,000 m²以上であれば区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

ケース4（図-7(d)）では、区域Aの面積が900 m²以上であれば区域Aについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要があり、区域A+区域B+区域Cの面積が3,000 m²以上であれば区域A、区域B及び区域Cについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

ケース5（図-7(e)）では、区域A+区域Bの面積が900 m²以上であれば区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要があり、区域A+区域B+区域Cの面積が3,000 m²以上であれば区域A、区域B及び区域Cについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

(2) 他の工場・事業場の敷地により分割された工場・事業場の敷地を一の工場・事業場の敷地として取り扱う場合

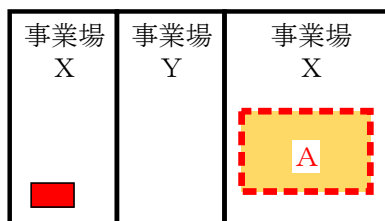
事業場Yの敷地及びそれによって分割された事業場Xの二つの敷地X 1、X 2を一の事業場の敷地として取り扱うときは、事業場Xの敷地全体（X 1及びX 2）における土地の形質の変更をしようとする土地の範囲の面積と、事業場X及び事業場Yにおける土地の形質の変更を行う土地の範囲全体の面積（図-7(d)及び(e)における区域A、区域B及び区域C）を基に、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の必要性を判断する。表-4 及び図-7 のケース1～5について、事業場Xの二つの敷地（X 1、X 2）が一の事業場の敷地であるとみなされたときの土地の形質の変更の概念図を、図-8に示す。

ケース1及びケース2では、図-8(a)に概念を示すように、区域Aの面積が900 m²以上であれば区域Aについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

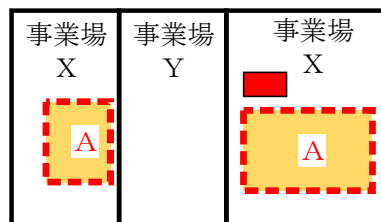
ケース3では、図-8(b)に概念を示すように、土地の形質を変更しようとする二つの土地の範囲を分けずに一つの土地の形質の変更範囲として取り扱う。法第4条第1項の土地の形質の変更の取扱いがケース1と同様である。すなわち、区域Aの合計面積が900 m²以上であれば区域Aについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

ケース4では、図-8(c)に概念を示すように、事業場Xの二つの敷地において土地の形質の変更をしようとする土地の範囲（区域A）の合計面積が900 m²以上であれば区域Aについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要があり、区域A+区域Bの面積が3,000 m²以上であれば区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

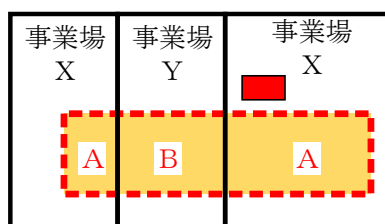
ケース5では、図-8(d)に概念を示すように、区域A+区域Bの面積が900 m²以上であれば区域A及び区域Bについて法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。



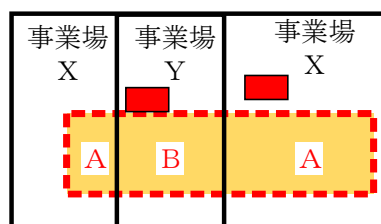
(a) ケース 1 及びケース 2 の場合の概念図



(b) ケース 3 の場合の概念図



(c) ケース 4 の場合の概念図



(d) ケース 5 の場合の概念図

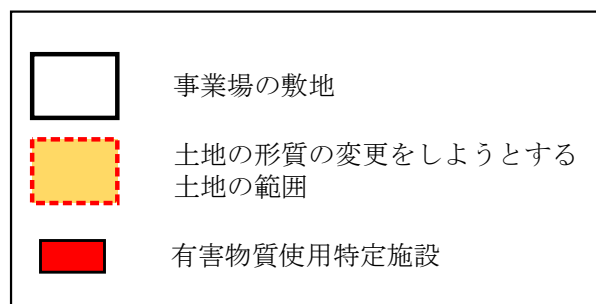


図-8 他の工場・事業場の敷地で分割された有害物質使用特定施設が現存する事業場の敷地が一の事業場の敷地とみなされたときの概念図（表-4 及び図-7 のケース 1～5 に対して）

(3) 分割された工場・事業場の敷地及びそれらを分割している工場・事業場の敷地を一の工場・事業場の敷地として取り扱う場合

事業場 Y の敷地によって分割された事業場 X の二つの敷地 X 1、X 2 及び事業場 Y の敷地を一の事業場の敷地として取り扱うときは、これらの敷地における土地の形質の変更をしようとする土地の範囲全体の面積を基に、法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出の必要性を判断する。表-4 及び図-7 のケース 1～5 について、事業場 X の二つの敷地及び事業場 Y の敷地が一の事業場の敷地（事業場 Z と仮定）であるとみなされたときの土地の形質の変更の概念図を、図-9 に示す。

ケース 1～ケース 5 のいずれの場合も、一の事業場の敷地で行う土地の形質の変更という扱いになる。土地の形質の変更を行う範囲である区域 D の面積（図-7(a)～(e)における区域 A～区域 C の合計面積）が 900 m² 以上であれば、区域 D について法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出を行う必要がある。

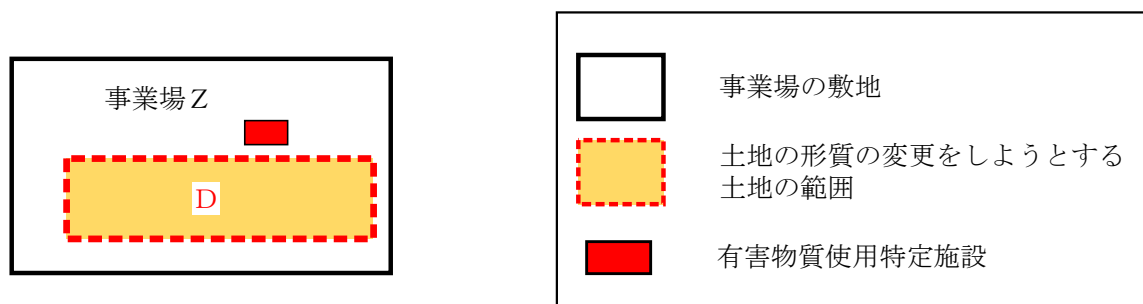


図-9 分割された有害物質使用特定施設が現存する事業場の敷地及びそれらを分割している事業場の敷地が一の事業場の敷地とみなされたときの概念図（表-4 及び図-7 のケース 1～ケース 5 の全てに対して）

2.4.3 土地の形質の変更を行う土地の一部に形質変更時要届出区域が含まれている場合の法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出の具体例

土地の形質の変更をしようとする土地の範囲に形質変更時要届出区域が含まれている場合、当該形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更が法第 3 条第 7 項及び法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出の対象外であることは、2.3.2 で前述したとおりである。

土地の形質の変更をしようとする土地の範囲に形質変更時要届出区域が含まれているときに想定される代表的なケースを表-5 に示し、それぞれのケースの概念図を図-10(a)～(d) に示す。

いずれのケースにおいても、形質変更時要届出区域のうち、土地の形質の変更をしようとする範囲の土地（ケース 1 及びケース 2 では区域 B、ケース 3 及びケース 4 では区域 B 及び区域 C が該当）については、土地の形質の変更をしようとする者が法第 12 条第 1 項の土地の形質の変更（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更）の届出を行う必要がある。

ケース 1（図-10(a)）では、土地の形質の変更をしようとする土地の範囲のうち、形質変更時要届出区域（区域 B）を除いた範囲（区域 A）の面積が 3,000 m² 以上である場合に、区域 A について法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出が必要である。

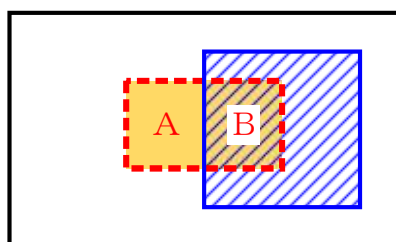
ケース 2（図-10(b)）では、土地の形質の変更をしようとする土地の範囲のうち、形質変更時要届出区域（区域 B）を除いた範囲（区域 A）の面積が 900 m² 以上である場合に、区域 A について法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出が必要である。

ケース 3（図-10(c)）では、土地の形質の変更をしようとする土地の範囲のうち、形質変更時要届出区域（区域 B 及び区域 C）を除いた範囲（区域 A）の面積が 3,000 m² 以上である場合に、区域 A について法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出が必要である。

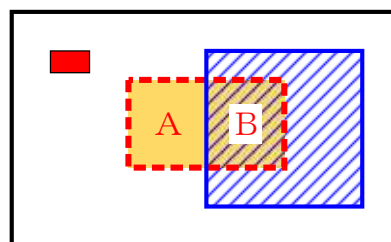
ケース 4（図-10(d)）では、土地の形質の変更をしようとする土地の範囲のうち、形質変更時要届出区域（区域 B 及び区域 C）を除いた範囲（区域 A）の面積が 900 m² 以上である場合に、区域 A について法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出が必要である。

表-5 形質変更時要届出区域を含む事業場敷地内の土地における
土地の形質の変更として想定される代表的なケース

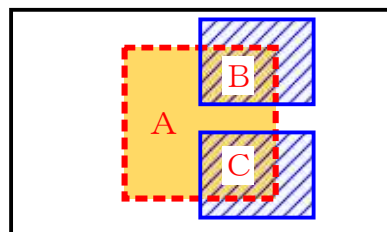
ケース	事業場敷地内の土地における 有害物質使用特定施設の有無	土地の形質の変更を行う範囲に含まれて いる形質変更時要届出区域の数
ケース 1	現存していない	1
ケース 2	現存している	1
ケース 3	現存していない	2
ケース 4	現存している	2



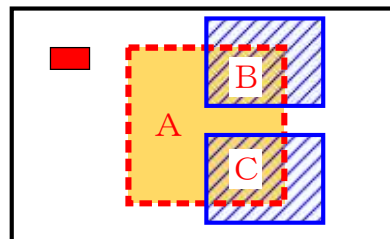
(a) ケース 1



(b) ケース 2



(c) ケース 3



(b) ケース 4

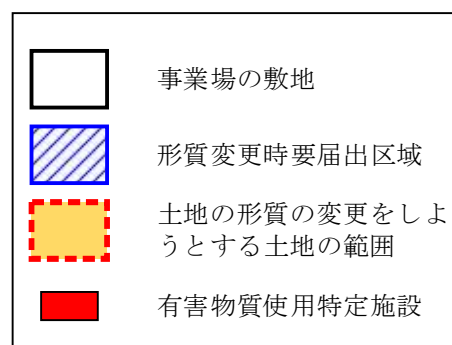


図-10 形質変更時要届出区域を含む事業場敷地内の土地における
土地の形質の変更として想定される代表的なケース

3. 調査義務の一時的免除を受けている土地及び要措置区域等の指定を受けた土地で新たに土壤汚染状況調査を行うことになった場合に留意すべき事項

要措置区域等の指定を受けた土地には、土地の形質の変更を契機とした土壤汚染状況調査（法第3条第8項調査、法第4条第2項調査及び法第4条第3項調査）が行われた土地が含まれている。これらの土壤汚染状況調査では、試料採取等対象物質としなかった特定有害物質、並びに試料採取等を行う深さの限定により試料採取等の対象としなかった単位区画及び土壤が存在している場合があることは1.2.1で前述したとおりである。

そのような土地で新たな調査契機が生じた場合の土壤汚染状況調査においては、過去に行われた土壤汚染状況調査で汚染状態の評価が行われていない特定有害物質、並びに単位区画及び土壤の汚染のおそれについて土壤の汚染状態を把握することが必要である。その際には、過去に行われた土壤汚染状況調査の契機となった土地の形質の変更の内容を踏まえた形で試料採取等を行うことが望ましい。

このとき、過去に行われた土壤汚染状況調査の段階で把握されていた汚染のおそれに対しては、その後、過去の土壤汚染状況調査の契機となった土地の形質の変更が行われたことにより、土壤が掘削されて他の土壤や地盤材料等で埋め戻されている場合が多く、汚染のおそれが生じた場所の位置に変更が生じていたり、埋め戻し材料の透気性の低さ又は不均一さにより深さ1mでの土壤ガス調査では正しく検出されにくい状況になっていたりするケースが想定される。

このような場合の調査方法については、本編5.9.4において要措置区域等における土地の形質の変更の際の土地の形質の変更の届出に添付する調査の方法を参考にされたい。

なお、過去に土地の形質の変更を契機とした土壤汚染状況調査が行われた土地において、当該土地の形質の変更又はその後行われた土地の形質の変更により土壤が移動している場合もある。このような土地で新たな調査契機が生じ、地歴調査において、過去に土壤汚染状況調査が行われた時点以降に土壤が移動していることが確認された場合には、当該土壤の移動の履歴も考慮して試料採取等の計画を立てる必要がある。